



2024年8月19日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジック
代表者名 代表取締役社長CEO 谷辻 昌也
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役CFO兼経営管理部長 堀池 康夫
(TEL. 03-3518-5460)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年9月18日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

本日付の「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、臨時株主総会での承認を前提として、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、常に顧客視点で変化を先取りし、Eコマースの進化に貢献できる企業体を目指し、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等のほか、経営体制の変更等、必要な文言の修正等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年9月18日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年9月18日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ～ (条文省略)	第1条 ～ (現行どおり)
第3条	第3条
(機関構成)	(機関構成)
第4条 当社は、株主総会、 <u>取締役及び監査役</u> のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査役会</u> ③ 会計監査人	第4条 当社は、株主総会 <u>及び取締役</u> のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> ③ 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 ～ (条文省略)	第6条 ～ (現行どおり)
第12条	第12条
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長)	(招集権者及び議長)
第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>代表取締役</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条 ～ (条文省略)	第15条 ～ (現行どおり)
第18条	第18条
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新 設)	第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、9名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p><u>3 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該取締役を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役員の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役を選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(監査役の任期)	(削 除)
<p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	
(常勤監査役)	(常勤の監査等委員)
<p>第33条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
<p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	(監査等委員会の議事録)
	<p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
<p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(報酬等)	(削 除)
<p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現行定款	変更案
(監査役の責任免除)	(削 除)
<p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を免除することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任額を控除して得た額を限度とする。</u></p>	
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>第39条 ～ 第40条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>第36条 ～ 第37条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第38条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>第42条 ～ 第45条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>第39条 ～ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、2024年9月18日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上